



## 大和高座（大和・海老名・座間・綾瀬）広域連携懇談会 「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」 の締結式

このことについて、別紙の通り情報提供します。

問い合わせ先

【パートナーシップ宣誓制度について】

座間市 総合政策部 人権・男女共同参画課 人権・男女共同参画係

TEL 046 (252) 8087 FAX 046 (252) 0220

【パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定締結式について】

大和市 国際・男女共同参画課（市役所2階） 徳永

TEL 046 (260) 5317



令和6年2月6日

記者発表資料

## 大和高座(大和・海老名・座間・綾瀬)広域連携懇談会 「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協 定」の締結式

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市は、2月14日(水)に「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」の締結式を実施します。協定締結により、同制度利用者の住所異動に伴う手続きを簡素化し、負担軽減を図ります。

パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルや事実婚の方など、法律上の婚姻をすることが難しい2人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、行政が公的に認める制度です。

令和5年10月に開催された第2回大和高座広域連携懇談会で、4市とも同制度を実施していることから、制度の連携を事業案として決定。4市間で実現に向け協議を進め、転入・転出などの住民異動が本格化する年度末前の運用開始に向け、協定を締結することになりました。

これまで、パートナーシップを宣誓された方が住所異動する際には、転出元自治体で宣誓書受領証などの返還手続きと、転入先自治体で改めて必要書類を揃えて宣誓手続きを行う必要がありましたが、本協定の締結により手続きを簡素化。住所異動をする際の転出元自治体での手続きを不要とし、転入先自治体での提出書類も一部省略でき、宣誓日も引き継がれます。

協定締結に当たり、次の通り協定締結式を開催します。

1. 日 時 2月14日(水) 午前11時20分
2. 場 所 大和市役所3階 公室(大和市下鶴間1-1-1)
3. 出席者 大和市長 古谷田力  
海老名市長 内野優  
座間市長 佐藤弥斗  
綾瀬市長 古塩政由
4. 取 材 取材をする場合は、2月8日(木)午後5時までに  
大和市国際・男女共同参画課(046-260-5175)まで  
ご連絡ください。